

電気料金プラン約款

【えちてん電気+ガス ホーム】

2024年 4月 1日実施

越後天然ガス株式会社

電気料金プラン約款【えちてん電気+ガス ホーム】

目次

1. 適用	1
2. 電気料金プラン約款の変更	1
3. 適用条件	1
4. 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
5. 契約電流	2
6. 電気料金	2
7. 適用廃止	3
8. 契約電流の変更	3
9. えちてん電気+ガス ホームプランの廃止	3
附 則.....	4

1. 適用

電気料金プラン約款【えちてん電気+ガス ホーム】（以下「えちてん電気+ガス ホームプラン」といいます。）は、当社の低圧電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

2. 電気料金プラン約款の変更

- (1)当社は、えちてん電気+ガス ホームプランを変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、えちてん電気+ガス ホームプランを変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気料金プラン約款によります。
- (3)当社は、えちてん電気+ガス ホームプランの変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3. 適用条件

- (1)電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまの申し込みにもとづき、当社が承諾した場合にえちてん電気+ガス ホームプランを適用いたします。
 - イ 電気需給契約およびガス使用契約における需要場所が、同一の需要場所かつ同一の名義で、当社とのガス使用契約が成立し供給が開始されていること。
 - ロ 電気需給契約とガス使用契約の料金支払方法が同一であること。
 - ハ 契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
 - ニ 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (2)当社は、えちてん電気+ガス ホームプランを解約もしくは他の料金プランへ変更されたお客さまから、再度同一需要場所において、えちてん電気+ガス ホームプランの申し込みをいただいた場合、その申込日が過去の契約の解約日または他の料金プランへ変更された日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または他の料金プランへ変更された場合は、この限りではありません。
- (3)1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)ハに該当し、かつ、(1)ニの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流

(1)契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。また、イの場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

(2)当該送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6. 電気料金

(1)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、消費税相当額を含みます。

契約電流40アンペア	1,400.00円
契約電流50アンペア	1,750.00円
契約電流60アンペア	2,100.00円

(2)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。なお、消費税相当額を含みます。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.62円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36.37円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.32円

7. 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、えちてん電気+ガス ホームプランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日と取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1)電気需給契約を解約する場合

適用廃止日は、電気需給約款 34（需給契約の廃止）または 36（解約等）による廃止期日もしくは解約日とします。

(2)ガス使用契約を解約する場合

適用廃止日は、当該事由発生日の直後の電気の計量日の前日とし、以降は電気料金プラン約款【えちてん電気ホーム】を適用します。ただし、当該事由発生日の直後の電気の計量日の前日までの間に電気需給契約を廃止もしくは解約の場合は、(1)で定める日とします。

8. 契約電流の変更

(1)当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

(3)契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（需給約款の変更）(4)に準じます。

9. えちてん電気+ガス ホームプランの廃止

(1)当社は、えちてん電気+ガス ホームプランを廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(2)えちてん電気+ガス ホームプランの廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（需給約款の変更）(4)に準じます。

附 則

- 1 えちてん電気+ガス ホームプランの実施期日
えちてん電気+ガス ホームプランは、2024年4月1日から実施いたします。